

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 条 例

|                                                       |   |
|-------------------------------------------------------|---|
| ○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>..... (総合政策部総務課) | 1 |
| ○北海道土地利用審査会条例の一部を改正する条例..... (土地水対策課)                 | 1 |
| ○北海道固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例..... (市町村課)                 | 1 |
| ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町村課)                    | 2 |
| ○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)                   | 2 |
| ○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例..... (生物多様性保全課)               | 2 |
| ○北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例..... (文化・スポーツ課)                | 2 |
| ○北海道立体育センター条例の一部を改正する条例..... (文化・スポーツ課)               | 3 |
| ○北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例<br>..... (文化・スポーツ課)    | 4 |

## 条 例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第18号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例 (平成12年北海道条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「共和町」を「共和町 古平町 仁木町」に、「芽室町」を「芽室町 中札内村 更別村」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法 (昭和26年法律第267号) 又は旅券法施行規則 (平成元年外務省令第11号) の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 2 の項の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第19号

北海道土地利用審査会条例の一部を改正する条例

北海道土地利用審査会条例 (昭和49年北海道条例第48号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(組織)」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、委員 7 人で組織する。

### 附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

北海道固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第20号

北海道固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

北海道固定資産評価審議会条例 (昭和37年北海道条例第55号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。  
(組織)

第 2 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「その他の」の次に「同法の」を加える。

別表第3監査委員の項中「監査委員」を「1 監査委員」に改め、同表に次のように加える。

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 2 公安委員会 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金の納付命令又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
|---------|--------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表32の8の項中「14,200円」を「14,300円」に改め、同表32の12の項のイ(ア)中「57,400円」を「57,500円」に改め、同項のイ(イ)中「94,400円」を「94,500

円」に改め、同項のイ(ウ)中「150,300円」を「150,500円」に改め、同項のイ(エ)中「40,200円」を「40,300円」に改め、同表34の2の項及び34の3の項中「323,900円」を「324,100円」に改め、同表34の4の項中「235,000円」を「235,200円」に改め、同表41の項中「2,800円」を「2,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表特定開発行為許可申請手数料の項中「403,700円」を「404,300円」に、「529,600円」を「530,200円」に、「688,300円」を「689,000円」に、「899,900円」を「900,700円」に、「1,080,700円」を「1,082,000円」に、「1,196,900円」を「1,198,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例

北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の事項及び2の事項中「700円」を「720円」に、「600円」を「610円」に改め、同表の3の事項中「450円」を「460円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表の5の事項中「1,040

円」を「1,060円」に、「940円」を「950円」に、「880円」を「890円」に、「1,420円」を「1,440円」に、「1,160円」を「1,180円」に改め、同表の6の事項中「490円」を「500円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第25号

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表メインアリーナの部中「70,500円」を「72,510円」に、「88,120円」を「90,630円」に、「229,120円」を「235,660円」に、「245,190円」を「252,190円」に、「306,540円」を「315,290円」に、「796,920円」を「819,680円」に、「587,520円」を「604,300円」に、「734,400円」を「755,380円」に、「1,909,440円」を「1,963,990円」に、「105,740円」を「108,760円」に、「132,190円」を「135,960円」に、「343,670円」を「353,480円」に、「367,880円」を「378,390円」に、「459,810円」を「472,940円」に、「1,195,570円」を「1,229,720円」に、「882,140円」を「907,340円」に、「1,102,630円」を「1,134,130円」に、「2,866,900円」を「2,948,810円」に改め、同表サブアリーナの部全部利用の場合の項中「19,520円」を「20,070円」に、「24,520円」を「25,220円」に、「63,560円」を「65,370円」に、「68,250円」を「70,200円」に、「85,350円」を「87,780円」に、「221,850円」を「228,180円」に、「163,810円」を「168,490円」に、「204,760円」を「210,610円」に、「532,380円」を「547,590円」に、「29,370円」を「30,200円」に、「36,800円」を「37,850円」に、「95,540円」を「98,260円」に、「102,460円」を「105,380円」に、「128,200円」を「131,860円」に、「333,120円」を「342,630円」に、「246,060円」を「253,090円」に、「307,580円」を「316,360円」に、「799,700円」を「822,540円」に改め、同部個人利用の場合の項中「540円」を「550円」に、「1,170円」を「1,200円」に改め、同表柔

道室の部全部利用の場合の項中「10,540円」を「10,840円」に、「12,160円」を「12,500円」に、「29,100円」を「29,930円」に改め、同部個人利用の場合の項中「540円」を「550円」に、「1,170円」を「1,200円」に改め、同表剣道室の部全部利用の場合の項中「10,540円」を「10,840円」に、「12,160円」を「12,500円」に、「29,100円」を「29,930円」に改め、同部個人利用の場合の項中「540円」を「550円」に、「1,170円」を「1,200円」に改め、同表弓道場の部全部利用の場合の項中「10,540円」を「10,840円」に、「12,160円」を「12,500円」に、「29,100円」を「29,930円」に改め、同部個人利用の場合の項中「540円」を「550円」に、「1,170円」を「1,200円」に改め、同表クライミングウォールの部中「9,720円」を「9,990円」に、「12,160円」を「12,500円」に、「26,900円」を「27,660円」に、「540円」を「550円」に、「1,170円」を「1,200円」に改め、同表講堂・視聴覚室の部中「16,410円」を「16,870円」に、「20,380円」を「20,960円」に、「53,200円」を「54,720円」に改め、同表研修室の部中「13,280円」を「13,650円」に、「15,200円」を「15,630円」に、「39,700円」を「40,830円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「9,320円」を「9,580円」に、「20,700円」を「21,290円」に、「3,510円」を「3,610円」に、「4,390円」を「4,510円」に、「11,400円」を「11,720円」に改め、同表特別控室の部中「15,200円」を「15,630円」に、「19,000円」を「19,540円」に、「49,400円」を「50,810円」に改め、同表貴賓室の部中「152,060円」を「156,400円」に、「190,080円」を「195,510円」に、「494,200円」を「508,320円」に改め、別表2の事項中「580円」を「590円」に、「930円」を「950円」に、「9,620円」を「9,890円」に改め、同表3の事項中「8,510円」を「8,750円」に、「11,460円」を「11,780円」に、「19,560円」を「20,110円」に、「22,830円」を「23,480円」に、「26,100円」を「26,840円」に、「65,310円」を「67,170円」に、「97,960円」を「100,750円」に、「122,260円」を「125,750円」に、「293,920円」を「302,310円」に、「17,020円」を「17,500円」に、「48,980円」を「50,370円」に、「261,260円」を「268,720円」に、「326,590円」を「335,920円」に、「783,800円」を「806,180円」に、「670円」を「680円」に、「770円」を「790円」に、「9,980円」を「10,260円」に、「25,500円」を「26,220円」に、「4,120円」を「4,230円」に、「12,300円」を「12,650円」に改め、同表4の事項中「264,810円」を「272,370円」に改め、同表5の事項中「9,520円」を「9,790円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第26号**

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「930円」を「950円」に、「750円」を「770円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---